

議案第 3 号

東村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例

東村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年東村山市
条例第 42 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26
年法律第 34 号）の公布に伴い、人事行政の運営状況に関する報告事項の追
加等を行うため、本案を提出するものであります。

東村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例

東村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年東村山市
条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及
び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第6号を第8号と
し、第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の休業に関する状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

東村山市人事行政の運営等の状況の公表に
関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

(任命権者の報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営等の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 職員の人事評価の状況

(4)・(5) (略)

(6) 職員の休業に関する状況

(7)・(8) (略)

(9) 職員の研修の状況

(10)・(11) (略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

旧 条 例

(任命権者の報告事項)

第3条 (同左)

(1)・(2) (略)

(3)・(4) (略)

(5)・(6) (略)

(7) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(8)・(9) (略)